

総務省行政相談センター

まくみみ島根

新型コロナウイルス感染症関連 支援窓口案内（ガイドブック）

<島根県版>

総務省島根行政監視行政相談センターでは、新型コロナウイルス感染症に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

この度、皆様への生活支援に関する窓口等の情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日8：30～17：15

TEL：0852-24-1100（要通話料）

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2階

まくみみ島根（島根行政監視行政相談センター）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所される際のマスクの着用、手指の消毒にご協力をお願いします。

- インターネットによる相談受付

QRコードを読み取るか、又は「行政相談」で検索してください。



- FAXによる相談受付

FAX：0852-21-2444

(注) このガイドブックは、令和3年5月6日時点における各機関のHP等の情報を基に、当センターが作成したものです。



行政相談のマスコット「キクーン」

総務省 島根行政監視行政相談センター

松江市向島町 134-10

松江地方合同庁舎 2階

電話：0852-24-1100

FAX：0852-21-2444

目 次

健康・医療に関すること (P1~2)

- 1 感染が疑われる場合の相談窓口
- 2 ワクチン接種に関する相談窓口
- 3 一般的な相談窓口

生活に関すること (P3~5)

- 4 解雇・休業・内定取消について
 - ・ 特別労働相談窓口
 - ・ 学校等休業支援金
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
 - ・ 傷病手当金
 - ・ 内定取消相談窓口
- 5 生活資金について
 - ・ 生活福祉金貸付制度
 - ・ 子育て世帯生活支援特別給付金
- 6 住まいについて
 - ・ 住宅確保給付金
 - ・ 住宅ローン返済期間の延長等
- 7 公共料金について
 - ・ 電気料金、ガス料金・水道料金、NHK受信料、携帯電話料金

役所の手続に関すること (P6~7)

- 8 運転免許証について
- 9 税金について
 - ・ 国税の特別措置
 - ・ 地方税の特別措置
- 10 住民票の転出・転入届について
- 11 年金等について
 - ・ 国民年金保険料
 - ・ 厚生年金保険料
 - ・ 標準報酬月額の特例改定
 - ・ 障害状態確認届の提出期限延長

教育に関すること (P8)

- 12 奨学金について
 - ・ 日本学生支援機構の奨学金
 - ・ 学生支援緊急給付金

事業者支援に関すること (P8~10)

- 13 休業等について
 - ・ 特別労働相談窓口
 - ・ 学校等休業助成金
 - ・ 雇用調整助成金
 - ・ 事業者別相談窓口
- 14 資金繰りについて
 - ・ 一時支援金
 - ・ 中国財務局金融相談ダイヤル
 - ・ 日本政策金融公庫、商工中金
- 15 テレワークの導入について

その他 (P10~15)

- 16 定期券等の払戻しについて
- 17 不当な差別やいじめ、DVについて
 - ・ 24時間子供SOSダイヤル
 - ・ 人権110番
 - ・ DV相談+
- 18 外国人向け相談窓口について
 - ・ AMDA 国際医療情報センター
 - ・ 在留総合インフォメーションセンター
 - ・ Japan Visitor Hotline
 - ・ 人権相談ダイヤル
 - ・ 公益財団法人しまね国際センター
- 19 新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 20 消費者トラブルについて
- 21 Go To キャンペーンについて
- 22 政府・地方公共団体の情報発信

1 感染が疑われる場合の相談窓口

- ◆ 島根県は、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱等の症状が生じた場合に、かかりつけ医等の地域の医療機関に直接電話相談の上、検査・診療が受けられる体制を整えています。

また、かかりつけ医等を持たず、相談する医療機関に迷う方に対しては、医療機関を紹介する電話相談窓口(健康相談コールセンター)を設置しています。

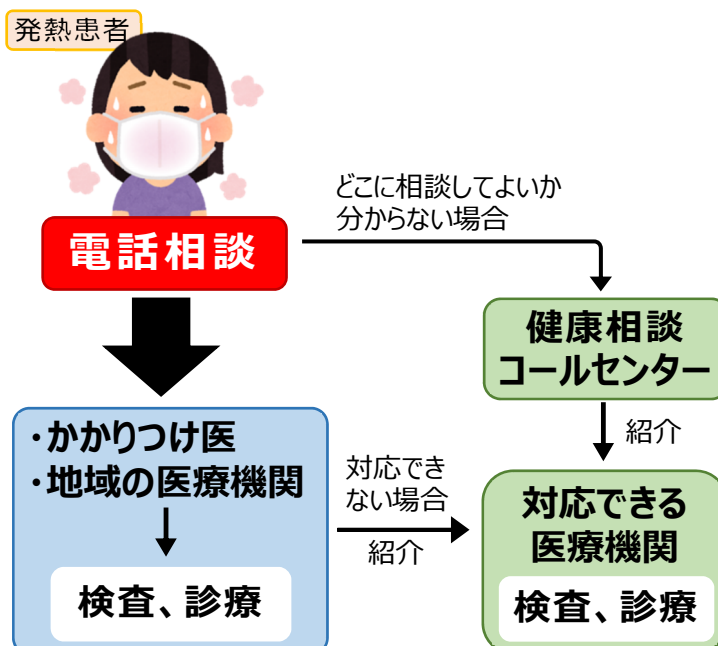
少なくとも以下のいずれかの該当する場合には、すぐに相談してください(これらに該当しない場合の相談も可能です)。

- ・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が(4日以上)続く場合(強い症状と思う場合や解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談してください。)

<問合せ先> **かかりつけ医等の地域の医療機関**

または最寄りの『健康相談コールセンター』(別紙1(P15)参照)

検査・受診の流れ



2 ワクチン接種に関する相談窓口

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナワクチンに関する相談窓口を設置しています。
＜問合せ先＞ 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
TEL : 0120-761770 (9:00~21:00※休日も実施)
- ◆ 島根県は、新型コロナワクチン接種に関する相談や、接種後の副反応などに関する相談窓口を設置しています。
＜問合せ先＞ 最寄りの『健康相談コールセンター[※]』（別紙1 (P15) 参照)
※ 感染が疑われる場合や一般的な相談に加え、新たにワクチン接種に関する相談にも対応
- ◆ 接種時期や場所、予約方法等の詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。コールセンターなどの専用の相談窓口を開設している市町村もあります。
＜問合せ先＞ お住まいの市町村の相談窓口 (別紙2 (P16) 参照)

3 一般的な相談窓口

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。
＜問合せ先＞ 厚生労働省の電話相談窓口
TEL : 0120-565653 (9:00~21:00※休日も実施)
FAX : 03-3595-2756 (電話での相談が難しい方)
- ◆ 島根県は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。
＜問合せ先＞ 最寄りの『健康相談コールセンター』（別紙1 (P15) 参照)

4 解雇・休業・内定取消について

- ◆ 島根労働局は、「特別労働相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・休業等の労働に関する相談窓口を設置しています。

＜問合せ先＞ 島根労働局総合労働相談コーナー（島根労働局雇用環境・均等室）

TEL : 0852-20-7009（平日8:30～17:15）

- ◆ 厚生労働省は、小学校や幼稚園等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【対象期間及び申請期限】

令和3年1月1日～3月31日の休暇分 ⇒ 令和3年6月30日

＜問合せ先＞ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター

TEL : 0120-60-3999（9:00～21:00※休日も実施）

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給します。

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

＜問合せ先＞ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

TEL : 0120-221-276（平日8:30～20:00、休日8:30～17:15）

- ◆ 協会けんぽは、健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金を支給します。

＜問合せ先＞ 協会けんぽ島根支部

TEL : 0852-59-5139

- ◆ 島根労働局は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、内定取消等にあった学生等を対象とした相談窓口を設置しています。

＜問合せ先＞（国）松江新卒応援ハローワーク

「新卒者内定取消等特別相談窓口」

TEL : 0852-28-8609（平日10:00～18:30）

5 生活資金について

- ◆ 全国社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金貸付制度による緊急小口貸付等の特例貸付を実施しています。

<問合せ先> 住所を有する市区町社会福祉協議会

または個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

フリーダイヤル：0120-46-1999（9:00～21:00※休日も実施）

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

<問合せ先> ひとり親世帯向け給付金コールセンター

TEL：0120-400-903（平日9:00～18:00）

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

6 住まいについて

- ◆ 厚生労働省は、生活困窮者自立支援法に基づく住宅確保給付金について、その要件を緩和しました。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響等による休業等に伴う収入減少により、離職や廃業には至っていないが、同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も支給の対象となっています。

<問合せ先> お近くの生活困窮者自立相談支援機関（別紙3（P17）参照）

- ◆ 住宅金融支援機構では、これまでどおりの住宅ローン返済が困難となった方に対し、返済方法の変更メニューを用意しています。また、返済期間の延長等の特例措置を講じています。

<問合せ先> 返済中の金融機関、または住宅金融支援機構各支店

住宅金融支援機構中国支店

TEL：082-221-8694（平日9:00～17:00）

7 公共料金について

【電気料金】

- ◆ 中国電力は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び失業等で、都道府県等社会福祉協議会から緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気料金の支払いに困難な事情があると認められる方を対象に、電気料金の支払期日を延長する措置を講じています。

＜問合せ先＞ 中国電力受付専用フリーダイヤル

TEL : 0120-715-303 (平日9:00~17:00)

【水道料金・ガス料金】

- ◆ 水道料金・下水道使用料やガス料金の支払いが困難な方については、お住まいの地域の事業者にお問い合わせください。

＜問合せ先＞ お住まいの地域の事業者の担当窓口

【NHK受信料】

- ◆ NHKは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた方からの受信料のお支払いに関する相談窓口を設置しています。

＜問合せ先＞ NHK松江放送局 (営業)

TEL : 0852-32-0702 (平日10:00~17:00)

【携帯電話料金】

- ◆ 大手携帯電話事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、期限内に料金支払いを行うことが困難な利用者の支払期限延長を実施しています。

＜問合せ先＞ 携帯電話事業者各社

ドコモ : 0800-333-0500 (平日9:00~17:00)

KDDI : au携帯電話から局番なし157 (9:00~20:00※休日も実施)

ソフトバンク : 0800-170-4535 (平日10:00~18:00)

※ 格安SIMにおける取扱いについては、利用するMVNO事業者にお問い合わせください。

8 運転免許証について

- ◆ 警察庁は、新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の更新手続きを受けることができない又はできなかった方に対し、以下のとおり対応しています。

① 令和3年6月30日までに期限が到来する場合、有効期間の末日までに、更新手続き開始申請書を運転免許センター等に提出（郵送も可）することで、更新期間が3か月間延長されます。

※ 既に更新期限を延長した方であっても、延長後の更新期間がこの期間中にある方については、再度延長を行うことができます。

② 有効期間の末日までに更新手続きを行うことができず運転免許を失効させた場合は、運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能です。また、この場合再取得に必要な手数料が減額されます。

<問合せ先> 島根県警察本部

TEL : 0852-26-0110

9 税金について

【国税の特別措置】

- ◆ 国税徴収法により、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

また、国税通則法により、新型コロナウイルス感染症にり患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合があります。

<問合せ先> 最寄りの税務署（徴収担当）（別紙4（P17）参照）

【地方税の特別措置】

- ◆ 総務省は、地方税（自動車税や個人住民税等）における申告期限・納付期限の延長について、各都道府県・市区町村に対して適切に運用するよう求めています。各地方公共団体における取扱いについては、県税事務所、お住まいの市町村にお問い合わせください。

<問合せ先> 県税事務所、お住まいの市町村

10 住民票の転出・転入届について

- ◆ 転入届は、住民基本台帳法により、住み始めてから14日以内に届け出る必要があります。これについて総務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、役所への来庁を避けたことにより届出期間を経過してしまった場合、これを「正当な理由」とみなす通知を各市区町村に対し行っています。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

なお、転出届をせずに他の市区町村に転入したときは、転出元の市区町村に対し、転出証明書を郵便で請求することもできます。

<問合せ先> お住まいの（又は住んでいた）市町村

11 年金等について

- ◆ 日本年金機構は、以下の対応を実施しています。

【国民年金保険料】

- ◆ 新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する方は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。

【厚生年金保険料】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予」が認められます。

【標準報酬月額の特例改定】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となりました。

<問合せ先> 管轄の年金事務所（別紙5（P18）参照）

【障害状態確認届の提出期限延長】

- ◆ 障害状態確認届（診断書）が令和2年2月末から3年2月末までに提出期限を迎える方については、提出期限が1年間延長されています。

12 奨学金について

【日本学生支援機構の奨学金】

- ◆ 日本学生支援機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した者に対し、給付奨学金・貸与奨学金による支援を行っています（大学等に在学している人が対象）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方は、減額返還・返還期限猶予を願い出ることができます。

<問合せ先> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金相談センター
TEL : 0570-666-301 (平日9:00~20:00)

【学生支援緊急給付金】

- ◆ 文部科学省は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている者を対象とした「学生支援緊急給付金」を創設しました。申請は大学等を通じて行います。詳細は、在学する大学等にお問い合わせください。

○ 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

<問合せ先> 在学する大学等

13 休業等について

- ◆ 島根労働局は、「特別労働相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・休業等の労働に関する相談窓口を設置しています。（再掲）

<問合せ先> 島根労働局総合労働相談コーナー（島根労働局雇用環境・均等室）
TEL : 0852-20-7009 (平日8:30~17:15)

- ◆ 厚生労働省は、小学校や幼稚園等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する小学校休業等対応助成金を支給します。

【対象期間及び申請期限】

令和3年1月1日～3月31日の休暇分 ⇒ 令和3年6月30日

<問合せ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター
TEL : 0120-60-3999 (9:00~21:00※休日も実施)

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置を講じています。

<問合せ先> 島根労働局職業安定部職業対策課

TEL : 0852-20-7020 (平日8:30~17:15)

<問合せ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター

TEL : 0120-60-3999 (9:00~21:00※休日も実施)

※ 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(P3参照)の支払いによって、事業主の休業手当の支払義務が免除されるものではありません。まずは「雇用調整助成金」の活用をご検討ください。

- ◆ 国の行政機関は、各業種の事業者向け相談窓口を設置しています。

<問合せ先> 各行政機関相談窓口 (別紙6 (P18) 参照)

(参考)

経済産業省は、新型コロナウイルスによる事業者への影響緩和、支援のための施策をまとめた「支援策パンフレット」を公表しています。

○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ (経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

14 資金繰りについて

- ◆ 経済産業省は、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付しています。

○ 一時支援金事務局ホームページ (経済産業省)

<https://ichijishienkin.go.jp/>

<問合せ・電話予約> 一時支援金コールセンター

TEL : 0120-211-240 (8:30~19:00※休日も実施)

TEL : 03-6629-0479 (IP電話等)

(参考)

一時支援金の電子申請を行うことが困難な方のための「申請サポート会場」が開設されています (完全事前予約制)。

・ **申請サポート会場 : 労働会館2F (松江市御手船場町557-7)**

- ◆ 中国財務局は、新型コロナウイルス感染症に関連し、金融機関の窓口の問い合わせや、金融機関との取引に関する相談の専用ダイヤルを開設しています。

<問合せ先> 中国財務局金融相談ダイヤル

TEL : 0120-99-0028 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

- ◆ 日本政策金融公庫は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等からの融資や返済に関する相談を受け付けています。

<問合せ先> 日本政策金融公庫各支店（平日9:00～17:00）

区分	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
松江支店	0852-23-2651	0852-21-0110	0852-26-1133
浜田支店	0855-22-2835	—	—

- ◆ 商工組合中央金庫は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業や事業協同組合等の融資や返済に関する相談を受け付けています。

<問合せ先> 商工中金各営業店

区分	電話番号	
	(平日9:00～17:00)	(休日9:00～17:00)
松江支店	0852-23-3131	0120-542-711
浜田営業所	0855-23-3033	

15 テレワークの導入について

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規に導入する（又は試行的に導入している）中小企業事業主（労働者災害補償保険の適用中小企業事業主）を対象とした働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）を支給します。

- 新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの積極的な活用について(総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/02ryutsu02_04000341.html

<問合せ先> テレワーク相談センター

TEL : 0120-91-6479（平日9:00～17:00）

16 定期券等の払戻しについて

- ◆ 緊急事態宣言による外出自粛要請等の措置に伴い、使用しなかったきっぷ等について、払戻しの特別措置を講じている公共交通機関があります。購入した窓口等に確認してください。

<問合せ先> ご利用の公共交通機関

17 不当な差別やいじめ、DVについて

- ◆ 文部科学省は、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見などで悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先> 24時間子供SOSダイヤル

TEL : 0120-0-78310 (お近くの相談窓口へ接続されます)

- ◆ 法務省は、差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先>

- ・ **みんなの人権110番 TEL : 0570-003-110 (平日8:30~17:15)**
- ・ **こどもの人権110番 TEL : 0120-007-110 (平日8:30~17:15)**

- ◆ 内閣府は、配偶者からの暴力に悩んでいる方のための相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先> DV相談+

TEL : 0120-279-889 (24時間※休日も実施)

18 外国人向け相談窓口について

- ◆ AMDA国際医療情報センター（NPO団体）は、日本語の助けを必要とする在日・訪日外国人のため、多言語による医療情報提供・電話医療通訳を行っており、新型コロナウイルス感染症に関する多言語相談窓口も設置しています。

【対応言語】英語、やさしい日本語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語

(英語・やさしい日本語：毎日対応、その他の言語：指定曜日に対応)

<問合せ先> AMDA国際医療情報センター

TEL : 03-6233-9266 (平日10:00~16:00)

- ◆ 出入国在留管理庁は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、令和2年3月~6月に在留期間の満了日を迎える在留外国人及び短期滞在の在留資格で在留する外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等について、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けることとしています。外国人在留総合インフォメーションセンターでは、この他、入国・在留などの一般的な手続に関する問合せも受け付けています。

<問合せ先> 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL : 0570-013904 (平日8:30~17:15)

- ◆ 日本政府観光局 (JNTO) は、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を設置しています。
【対応言語】英語、中国語、韓国語、日本語
<問合せ先> Japan Visitor Hotline
TEL : 050-3816-2787 (24時間、365日対応)

- ◆ 法務省は、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。
【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語
<問合せ先> 外国語人権相談ダイヤル
TEL : 0570-090911 (平日9:00~17:00)

- ◆ 公益財団法人しまね国際センターは、感染症について心配がある外国人に対して、外国語で相談を受けています。ワンストップセンターが通訳をするので、専門機関に外国語で電話することができます。
【対応言語】英語、中国語 (北京語)、タガログ語 (フィリピン)、ポルトガル語 (ブラジル)、ベトナム語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語 (カンボジア)、ロシア語、フランス語
<問合せ先> ①平日9:00~17:00
公益財団法人しまね国際センター (ワンストップセンター)
TEL : 070-3774-9329
②平日17:00~21:00、土日祝日9:00~21:00
コールセンター
TEL : 0120-941-043
※ ただし、症状悪化などの緊急を要する場合は、②以外の時間も受け付け

19 新型コロナウイルス接触確認アプリについて

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資することを目的として、新型コロナウイルス接触確認アプリ（無料アプリ）を開発しました。アプリの利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

※ アプリのインストール時と、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触の可能性の通知を受ける場合等、携帯電話会社の通信網を利用する場合に通信費がかかります。

※ 氏名・電話番号・メールアドレス等、個人の特定につながる情報の入力を求められることはありません。

【アプリ名称】 新型コロナウイルス接触確認アプリ

【インストール方法】 「App Store」 又は 「Google Play」 でアプリ名称を検索

○ 接触確認アプリ利用者向けQ&A（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

20 消費者トラブルについて

- ◆ 新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法には注意が必要です。国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについての相談を受け付けています。

（相談例）

- ・ 「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。

<問合せ先> 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン

TEL : 0120-797-188 (10:00~16:00※休日も実施)

※ IP電話からはつながりません。

（参考）

- ① 新型コロナワクチン関連以外で、不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費者ホットラインに相談してください。

（消費者トラブルの例）

- ・ 新型コロナウイルスが水道水に混ざっていると不審な電話がかかってきた。
- ・ 市役所職員を名乗った不審な電話がかかってきた。
- ・ マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた。

<問合せ先> 消費者ホットライン（お近くの相談窓口に接続されます）

TEL : 188 (局番なし)

- ② 新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品等の不当表示に注意してください。
- ※ 現時点で、健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤等の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていません。
- ③ 厚生労働省とLINEが協力した新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための全国アンケート調査を装い、クレジットカードの番号等を聞き出すメッセージが届くトラブルが発生しています。
- この調査にそのような質問項目はなく、メッセージはLINEの公式アカウントから送られるため、よく確認してください。

21 Go To キャンペーンについて

- ◆ Go To トラベル事業に関するお問合せは、Go To トラベル事務局コールセンターが受け付けています。
＜問合せ先＞ Go To トラベル事務局コールセンター
 - ・ 旅行者の方 TEL：0570-002-442（10:00～19:00※休日も実施）
 - ・ 事業者の方 TEL：0570-017-345（10:00～19:00※休日も実施）

- ◆ Go To Eat 事業に関するお問合せは、Go To Eat キャンペーンコールセンターが受け付けています。
＜問合せ先＞ Go To Eat キャンペーンコールセンター
TEL：0570-029-200（10:00～17:00※休日も実施）

- ◆ Go To 商店街事業に関するお問合せは、Go To 商店街事務局コールセンターが受け付けています。
＜問合せ先＞ Go To 商店街事務局コールセンター
TEL：0120-304-060（10:00～18:00※休日も実施）

- ◆ Go To イベント事業に関するお問合せは、Go To イベント事業コールセンターが受け付けています。
＜問合せ先＞ Go To イベント事業コールセンター
 - ・ お客様 TEL：0570-010-855（10:00～19:00※休日も実施）
 - ・ 事業主催者 TEL：0570-005-272（10:00～19:00※休日も実施）

22 政府・地方公共団体の情報発信について

- ◆ 厚生労働省は、国内の新型コロナウイルスの感染者発生状況や、同ウイルスに関するQ&A等を公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ◆ また、新型コロナワクチン接種についてのお知らせや、同ワクチンに関するQ&A等を公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

(参考)

- 首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- 首相官邸「新型コロナワクチン」

※ ワクチン接種に向けた国・自治体の準備状況やQ & A等を発信しています。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

- ◆ 島根県内の地方公共団体は、新型コロナウイルスの感染者発生状況、ワクチン接種等に関する情報を発信しています。(詳しくは、各地方公共団体のホームページをご覧ください。)

別紙 1 健康相談コールセンター

感染が疑われる場合、ワクチン接種及びその他の一般的な相談窓口

保健所	電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7638
雲南保健所	0854-47-7777
出雲保健所	0853-24-7017
県央保健所	0854-84-9810
浜田保健所	0855-29-5967
益田保健所	0856-25-7011
隠岐保健所	08512-2-9900

受付時間（8時30分～21時、土日祝日も実施）

※ 症状の悪化など緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付けます。

※ 電話での相談が難しい方は、県庁健康推進課（FAX：0852-22-6328）で受け付けます。

別紙2 島根県内の市町村のワクチン接種に関する相談窓口

市町村	窓口名称	電話番号
松江市	コロナワクチン接種総合相談窓口	0570-085277 (8:30~17:15、平日のみ)
浜田市	新型コロナワクチンコールセンター	0855-25-9250 (9:00~17:00、平日のみ)
出雲市	新型コロナウイルスワクチン 接種コールセンター	0853-21-6613 (9:00~18:00、平日のみ)
益田市	新型コロナワクチン益田市専用コー ルセンター	0120-397-800 (9:00~18:00、休日も対応)
大田市	ワクチン接種コールセンター	0854-83-8189 (8:30~17:00、平日のみ)
安来市	ワクチン接種コールセンター	0570-025-675 (9:00~17:00、平日のみ)
江津市	新型コロナウイルス予防接種対策室 (市役所健康医療対策課内)	0570-05-0855 (9:00~17:00、平日のみ)
雲南市	ワクチン接種コールセンター	050-3819-6533 (9:00~18:00、平日のみ)
奥出雲町	新型コロナウイルスワクチン接種対 策室(役場健康福祉課内)	0854-54-2781
飯南町	保健福祉課(保健福祉センター内)	0854-72-1770
川本町	健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	健康福祉課 ・ <u>予約専用電話</u>	0855-75-1932 0855-74-2001 (9:00~17:00、平日のみ)
邑南町	新型コロナウイルス相談窓口(コー ルセンター)	0855-83-2330 (8:30~17:15、平日のみ)
津和野町	健康福祉課 ・ <u>予約専用電話</u>	0856-72-0651 0856-73-7010 (8:30~17:15、平日のみ)
吉賀町	新型コロナウイルス感染症対策本部 (役場総務課内)	0856-77-1111
海士町	健康福祉課	08514-2-1822
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	村民福祉課 ・ <u>予約専用電話</u>	08514-8-2211 08514-2-2267 (8:30~17:00、平日のみ)
隠岐の島町	コロナワクチン相談窓口(役場保健 課内)	08512-2-5670

別紙3 島根県内の生活困窮者自立支援機関窓口

社会福祉協議会	電話番号
松江市社会福祉協議会	0852-21-5773
浜田市社会福祉協議会	0855-25-1755
出雲市社会福祉協議会	0853-23-3790
益田市社会福祉協議会	0856-22-7256
大田市社会福祉協議会	0854-82-0820
安来市社会福祉協議会	0854-27-7888
江津市社会福祉協議会	0855-52-2474
雲南市社会福祉協議会	0854-45-3933
奥出雲町	0854-54-2541
飯南町	0854-72-1773
川本町社会福祉協議会	0855-72-0104
美郷町社会福祉協議会	0855-75-1300
邑南町社会福祉協議会	0855-84-0332
津和野町社会福祉協議会	0856-74-1617
吉賀町社会福祉協議会	0856-77-0136
海士町	08514-2-1823
西ノ島町	08514-6-0104
知夫村	08514-8-2211
隠岐の島町社会福祉協議会	08512-3-1303

別紙4 島根県内の税務署（徴収担当）

税務署	電話番号	管轄区域
松江税務署	0852-21-7711	松江市、安来市
浜田税務署	0855-22-0360	浜田市、江津市、邑智郡
出雲税務署	0853-21-0440	出雲市
益田税務署	0856-22-0444	益田市、鹿足郡
石見大田税務署	0854-82-0980	大田市
大東税務署	0854-43-2360	雲南市、仁多郡、飯石郡
西郷税務署	08512-2-0350	隠岐郡

別紙5 島根県内の年金事務所

年金事務所	電話番号	管轄区域
松江年金事務所	0852-23-9540	松江市 安来市 雲南市 仁多郡 隠岐郡
出雲年金事務所	0853-24-0045	出雲市 大田市 飯石郡
浜田年金事務所	0855-22-0670	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡

別紙6 各業種の事業者向け相談窓口

対象業種	相談窓口	電話番号
農業・食品事業者	中国四国農政局企画調整室	086-224-9400
中小企業・小規模事業者	中国経済産業局産業部中小企業課	082-224-5661 ※休日も実施 (休日9:00~17:00)
自動車関連取引事業者	中国経済産業局地域経済部自動車担当	082-224-5760 ※休日も実施 (休日9:00~17:00)
旅行者・宿泊事業者	中国運輸局観光部観光企画課	082-228-8701
鉄道事業者	中国運輸局鉄道部計画課	082-228-8797
バス事業者	中国運輸局自動車交通部旅客第一課	082-228-3436
タクシー事業者	中国運輸局自動車交通部旅客第二課	082-228-3450
トラック事業者	中国運輸局自動車交通部貨物課	082-228-3438
自動車整備業者	中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142
旅客船事業者	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
貨物船・港湾運送事業者	中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690
造船・船用工業事業者	中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3691